

**「第2次宮崎県教育振興基本計画」に係る
生涯学習の在り方について（答申）**

平成23年2月3日

宮崎県生涯学習審議会

目 次

はじめに

| | |
|---------------------------------------|----|
| I 生涯学習振興の方向性について | 1 |
| 1 生涯学習社会の構築 | 1 |
| 2 基本的な方向性 | 2 |
| (1) 「人間力」の向上 | 2 |
| (2) 宮崎ならではの学習資源の創出 | 2 |
| (3) 「新しい公共」の創造～県民の主体的な参画による公共活動の推進～ | 3 |
| 3 施策推進の視点 | 4 |
| (1) 生涯学習の推進 | 4 |
| (2) 社会教育の充実 | 4 |
| (3) 家庭教育の充実 | 5 |
| (4) 学校教育の充実 | 5 |
| (5) 国際交流の推進 | 5 |
| (6) 文化、スポーツの振興 | 5 |
| 4 基本的な方向性を充実するための新たな考え方 | 6 |
| (1) 「横の連携」の強化 | 6 |
| (2) 「縦の接続」の強化 | 6 |
| II 生涯学習振興のための施策推進等について | 8 |
| 第1章 県民総ぐるみによる教育の推進 | 8 |
| 1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進 | 8 |
| (1) 現状と課題 | 8 |
| (2) 求められる方策 | 9 |
| ① 県民総ぐるみ運動の推進 | |
| ② 教育支援ネットワークの充実 | |
| 2 家庭や地域の教育力の向上 | 10 |
| (1) 現状と課題 | 10 |
| (2) 求められる方策 | 10 |
| ① 学習の機会の充実 | |
| ② 相談・支援体制の整備 | |
| 第2章 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進 | 12 |
| 1 生涯学習の振興 | 12 |
| (1) 現状と課題 | 12 |
| (2) 求められる方策 | 13 |
| ① 生涯学習推進体制の整備 | |
| ② 社会教育の充実 | |
| 《その他の参考となる意見》 | 16 |
| 資料 | |
| ○ 「第2次宮崎県教育振興基本計画」に係る生涯学習の在り方について（諮問） | |
| ○ 宮崎県生涯学習審議会条例 | |
| ○ 平成22年度宮崎県生涯学習審議会委員名簿 | |
| ○ 宮崎県生涯学習審議会審議経過 | |

はじめに

本審議会は、平成22年5月10日、宮崎県教育委員会から「第2次宮崎県教育振興基本計画に係る生涯学習の在り方について」諮問を受けた。

本県の生涯学習振興施策に係る基本方針については、平成20年3月に策定された「宮崎県生涯学習振興ビジョン」に基づき、様々な生涯学習関連施策が推進されている。

今回、今後10年間の諸施策の方向性を示す「宮崎県総合計画」とそれに伴う、「第2次宮崎県教育振興基本計画」が策定されることとなった。現行の「宮崎県教育振興基本計画」は、「宮崎の教育創造プラン」や「宮崎県生涯学習振興ビジョン」など4つの計画をもって形づくられているが、「第2次宮崎県教育振興基本計画」が策定されるにあたっては、この4つの計画が1つに統合されることとなった。

そこで、本審議会においては、「宮崎県生涯学習振興ビジョン」に示されている生涯学習振興の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ、今後必要となる施策について審議を進めてきた。

その際、「第2次宮崎県教育振興基本計画」の策定スケジュールを考慮すると、答申までの期間が限られることから、「生涯学習振興の方向性」「県民総ぐるみによる教育の推進」「生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進」の3つにテーマを絞って議論を行ったところである。

本答申は、その意見を集約したものであり、今後策定される「第2次宮崎県教育振興基本計画」において本答申が反映され、生涯学習振興のための諸施策が計画的に推進されることを期待するものである。

I 生涯学習振興の方向性について

「生涯学習振興ビジョン」に示されている生涯学習の重要性についての基本認識や生涯学習振興の方向性、施策推進の視点といった事項については、普遍的な内容であり、今後も継承されるべきものである。

その上で、現在の厳しい社会状況等を踏まえ他者への思いやりをもつ社会の重要性が改めて認識されつつあること、また社会全体の連携の強化を図り、県民が各ライフステージにおいて質の高い学習に取り組める生涯学習社会の実現を図るという観点から、「横の連携」と「縦の接続」という考え方などについて、新たに付言するものである。

1 生涯学習社会の構築

教育基本法第3条（生涯学習の理念）には、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されている。

生涯学習は文字どおり一人一人が生涯にわたって自発的に学ぶことであり、学習者が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために行われるものである。その学び方は、学校や社会における組織的な教育活動のほか、組織に属さず個人的に行う学習もあり、その学習形態は様々である。

これまで、我が国の生涯学習は、所得水準の向上や余暇時間の増大などを社会的背景として、国民の間に、生涯学習は仕事以外の生きがいづくりを目的として行うものであるとの認識が広がってきた。しかし、少子高齢化、高度情報化、国際化などの進展により社会構造が変化し、新たな社会への対応が必要となっている。特に、学校を卒業しても求人がなく就職ができなかったり、就業形態が変化し非正規雇用者が増えるなど厳しい労働環境となっていることや、高齢社会における一人暮らしの生活問題、高齢者等をねらった犯罪が増加していることなどから、これまで以上に他者への思いやりをもつ社会の重要性が改めて認識されつつあり、そのための学習ニーズも生じてきている。

このように、生涯学習の範ちゅうも個人的な課題にとどまらず、社会的要請の強い課題へと対応の幅が広がってきており、それだけ生涯学習の果たすべき役割への期待も大きくなっている。

成熟社会を迎えた今、これからの社会を展望し、県民一人一人が心豊かでより充実した人生を送るには、一生涯の「いつでも」「どこでも」の「学び」(※注1)を通し、それぞれにふさわしい「人間力」を身に付けるとともに宮崎の恵まれた学習資源を有効に活用していくことや県民の主体的な参画による公共活動を推進していくことが重要であり、その成果が社会全体で幅広く通用し、評価され、また社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指していく必要がある。

※注1 「学び」

…学習の目的や内容、方法は様々で、座学としての学びだけではなく、ボランティア等の社会活動や体験活動、スポーツ及び文化活動など、幅広く捉えたもの。

2 基本的な方向性

(1) 「人間力」の向上

近年、青少年における社会的問題の増加など、一人の自立した人間としての資質や能力、いわゆる「人間力」が問われる状況が顕著になってきている。

県政発展の「かぎ」は人づくりにあり、県民一人一人が能力と個性を磨き、人と人との交流・連携の中で相互に啓発され、それぞれのもつ「人間力」が発揮されなければならない。また、出産・育児後の女性の就業や起業など、新たなチャレンジ支援、若年者及び中高年層の新たな就業を意識した学び直しの支援を通じ、職業能力を高めるための支援活動が必要である。

これからは、この「人間力」の向上という視点を一層重視する必要がある。そのためには、発達段階に応じて個人の資質・能力を高めることが重要であり、あらゆる人がいつでも、どこでも生涯学習に取り組めるような環境を整備するなど、その手だてを講じることが求められている。

(2) 宮崎ならではの学習資源の創出

郷土愛を高め、国際感覚の豊かな人材を育成するためには、歴史や自然、風土、県民性といった本県の特長を学習に生かし、郷土の文化を大切にしつ

つ諸外国の文化、習慣などについて理解を深めていくことが必要である。また、学習主体である県民がその環境に満足し、郷土に愛着をもつことを期待する意味からも、県民の学習ニーズに応じた生涯学習の推進が図られなければならない。

本県は、各地において多様な伝承芸能や習俗が今なお多く残っており、独自の文化的慣習が営まれている。この恵まれた学習素材である自然的・文化的資源を有効に活用していくことが、宮崎ならではの学習資源の創出につながるものである。

(3) 「新しい公共」の創造～県民の主体的な参画による公共活動の推進～

我が国の今後の教育の基本的方向のひとつは「新しい『公共』を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成」（平成15年中教審答申）であり、生涯学習を振興していく上で重視すべき視点である。

これまでの行政主導による公共活動の在り方を転換し、個人やNPOをはじめとする団体等が公共活動に主体的に参画する民と民、官と民の新たな協働によって、社会の活性化を図ることが必要となってくる。この「新しい公共」の意識が、すべての人格形成段階において、あらゆる機会に育まれることが期待され、個人がその学習成果を社会に生かそうとする中で高められることが求められる。

そこで、地域コミュニティの再構築を目指した地域づくりを促進するため、地域活動に県民一人一人の主体的な社会参加を促す必要がある。具体的には、県民が生涯学習で学んだ成果を生かし、地域における指導者やリーダーとして活動したり、その身に付けた能力を十分に発揮したりすることで、地域に還元する社会参加の仕組みづくりを推進していくことである。

こうした「新しい公共」の創造にあたっては、企業や行政機関等が県民に対して積極的に支援していくことが重要となる。企業においては、社会人として主体的な意思に基づく地域活動への参画という、従業員個人の「新しい公共」に向けた取組を理解・支援するための体制づくりが求められる。行政においては、官主導型の行政サービスの在り方を見直し、民間活力を積極的に導入した官民連携の在り方を探っていくことが求められる。

3 施策推進の視点

(1) 生涯学習の推進

- 県民の生涯学習を総合的に推進する生涯学習推進体制を整備すること。
- 生涯学習環境を整備すること。
 - ・学校・家庭・地域社会が連携した一体的な教育活動を展開すること。
 - ・県及び市町村、高等教育機関や民間等との連携・協働を強化し、地域の特色を生かした生涯学習を推進すること。
 - ・職業能力の向上につながる学習の場の提供や社会活動参加の促進など、社会の変化や県民の様々な学習ニーズに対応した主体的活動の場を充実すること。
- 学習者が必要とする様々な学習情報をいつでもどこでも入手でき、学習参加できるよう、IT環境を整備すること。
- 男女共同参画の視点に立って、男女が自らの意思によってあらゆる分野において平等に参画できるよう、啓発や学習機会の提供を行っていくこと。

(2) 社会教育の充実

- 社会教育関係者の資質の向上や社会教育施設等における活動内容を充実し、地域における社会教育を推進すること。
- 青少年教育活動のさらなる充実を図ること。
 - ・地域で子どもを育てる活動を推進すること。
 - ・青少年に様々な活動の場や学習の機会を提供すること。
 - ・青少年活動の指導者やコーディネーターを養成すること。
- 地域の資源や特性を生かした地域づくりを通じて地域の活性化を促進すること。
- 地域活動を支える人材や団体等の育成を図り、地域づくりを推進すること。
- 「宮崎県人権教育・啓発推進方針」及び「宮崎県人権教育基本方針」に沿って、人権問題の解決と人権意識の高揚を図るための教育や啓発を推進すること。

(3) 家庭教育の充実

- 家庭教育はすべての教育の出発点であるとの認識のもとに家庭教育への支援を強化・充実すること。
- 県民だれもが安心して子どもを生み、育てられるよう、社会全体による子育て支援体制の整備を促進すること。
 - ・仕事と家庭を両立しやすい環境を整備すること。
 - ・将来、親となる子どもたちに積極的な育成支援を行うこと。
 - ・子ども自身や家庭の自立に向けた支援体制を整備すること。

(4) 学校教育の充実

- 社会の変化に主体的に対応し、自立するための「生きる力」を育む教育環境を整備すること。
 - ・豊かな心と確かな学力、健やかな体を備えた子どもの育成を図ること。
 - ・郷土の特性を学習資源として生かした宮崎ならではの教育を推進すること。
 - ・児童生徒に早期からの勤労観や職業観を育む教育を推進すること。
 - ・学校教育において、郷土の伝統・文化を理解し、外国文化と共生する力を高める国際理解教育を推進すること。

(5) 国際交流の推進

- 国際化に対応するため、県民の国際理解を増進し、多文化共生社会において生きていく資質や能力を高めていくこと。
- 県民の国際意識や国際感覚を高め、国際交流や国際協力による国際化を推進する人材等の育成を推進すること。

(6) 文化、スポーツの振興

- 芸術鑑賞などの様々な文化に親しむ機会を提供するなど、文化活動の充実を図ること。
- 文化活動の活性化に向けた地域リーダーの育成や団体の活動支援を推進すること。
- 文化財を新たな地域資源として、地域づくりや地域振興、教育への活用を図っていくこと。

- スポーツやレクリエーションを通じてスポーツ活動への興味や健康、体力に対する関心を高めるため、生涯スポーツの活動機会や情報を提供するなど、スポーツ活動の充実を図ること。

4 基本的な方向性を充実するための新たな考え方

(1) 「横の連携」の強化

地域コミュニティの機能低下が指摘される中、学校・家庭・地域の連携を基盤としながら、さらに地域の企業やNPO・市民団体等も含めた「多様な主体」(※注2)が一体となって、社会全体で教育に取り組む「横の連携」を強化することが、子どもたちの「人間力」を育むことにつながる。

「横の連携」を図るためには、地域の特性や力が積極的に生かされるよう、学校と地域、家庭と地域などが双方向に交流し、一体となった取組をすることが必要である。そのためには、連携の核となるべき個人や団体を中心としてネットワークの強化を図ることが必要である。このことにより、家庭や地域の教育力の向上や県民一人一人の主体的な参画による地域のさらなる活性化が期待できる。

※注2 「多様な主体」

…主に活動の主体となり得る個人や団体のことであり、特に地域に視点を置いた場合、学校、家庭、地域、企業やNPO・市民団体等のこと。

(2) 「縦の接続」の強化

知識基盤社会(※注3)の一層進展が予測される中、県民だれもが少年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育(※注4)や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を図る必要がある。

例えば、学校教育においては、幼・小・中・県立学校等の一貫教育のさらなる充実はもとより、私立学校や高等教育機関等との校種間の連携・接続に取り組むことが求められる。また、学校教育を終えた後や、途中で中断した後、学習者のニーズに応じて再度学校教育の場に戻り、様々な社会教育を受けたりする機会が設けられることなども必要である。

このようなことから、県民の各ライフステージにおける各種教育の充実や活動の場をつなぐための「縦の接続」を強化することが重要である。

※注3 「知識基盤社会」

… 新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。

※注4 「質の高い教育」

… 趣味的な自己実現・自己研鑽のための学習に加えて、社会に通用し、社会へ還元できる知識・技能の習得を目指す教育。

Ⅱ 生涯学習振興のための施策推進等について

前述した生涯学習振興の方向性を踏まえ、今後本県においては、以下のような施策を推進することが必要である。

第1章 県民総ぐるみによる教育の推進

これからの変化の激しい社会に対応できるたくましく生き抜く力を育むために、学校だけで完結する教育だけではなく、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が、それぞれの役割を果たしながら、一体となって教育を推進することが求められている。

1 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進

(1) 現状と課題

少子化や核家族化、価値観の多様化など社会環境が変化する中で、地域社会を取り巻く状況には、様々な問題が生じてきている。

例えば、地域においては、住民間の人間関係の希薄化等が進み、若い母親の情報交換の場や若い世代の公民館等の利用が減少するといったことが、また、家庭においては、家族間の会話の減少や子どもたちの生活習慣の乱れや規範意識が低下してきていることなどが指摘されている。

このような中、学校や家庭、地域住民の連携・協働することで、地域の一体感を醸成し、公民館における学習活動や子どもたちの健全育成等に積極的に取り組んでいる地域も多数存在する。

また、子どもたちに人間力や生きる力を身に付けさせるためには、学校の教育だけでは限界があり、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めながら、地域住民等との連携・協働の下で行う必要があることを主張する関係者は多い。

このようなことから、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって家庭や地域の教育力を高め、子どもたちを健全に育む取り組みを進める必要がある。

なお、その際には、学校・家庭・地域等が同等というよりも、地域等の中

に学校や家庭があって育まれているといった捉え方をすることが望ましい。

(2) 求められる方策

① 県民総ぐるみ運動の推進

学校・家庭・地域ぐるみによる「読書の県民総ぐるみ運動」、「弁当の日」の実施やPTA活動として取り組んでいる「早寝早起き朝ごはん運動」や「ノーテレビ・ノーゲームデー」等の取組は、家族間の会話や感動の共有の場、物の価値や親への感謝など、心を豊かにする効果的な取組である。

特に「弁当の日」については、企業などにも積極的に呼びかけることにより、保護者も一緒に弁当を作って職場に行くことなどから家族ぐるみでの「弁当の日」にもつながるなどの効果も期待できる。

このような取組を学校・家庭・地域や企業・市民団体等の多様な主体が一体となって推進し、県民総ぐるみで子どもの教育に取り組む気運の醸成が求められる。

② 教育支援ネットワークの充実

地域社会におけるつながりは、地域における帰属意識や連帯感を生み、学校や地域における様々な行事等へ積極的に参画しようとする意識の向上を図ることができるものである。学校・家庭・地域や企業・市民団体等が連携し、従来からの地域とのつながりを生かしながら、それぞれの責任と役割を果たし、教育的資源を相互に生かすことができるネットワークづくりが必要である。

そのためには、例えば地域教育の拠点となる公民館や学校など、人が集まりやすい場所を活用し、学校・家庭・地域等が双方向にいつでもコミュニケーションがとれる場の工夫と体制の整備が必要である。

また、学校では、地域の窓口担当教職員を配置するとともに、地域教育の拠点としての場の提供をし、地域課題解決のために、退職教員等と連携した取組を行うことなどが考えられる。さらに、公民館では、地域の子どもたちの登下校の安全確保や学習支援活動など、地域ぐるみの教育活動の支援を行うことも考えられる。

2 家庭や地域の教育力の向上

(1) 現状と課題

教育の原点である家庭教育は、基本的な生活習慣や規範意識、社会的マナー等を子どもたちに身に付けさせる上で重要なものであるが、近年、子育てへの悩みや不安を抱く保護者の増加など、家庭の教育力の低下が指摘されている。

一方、人のつながりの希薄化など、地域の在り方やその機能が変化してきている中、地域から学校や家庭への様々な活動に積極的に参画しようとする取組も広がってきている。特に、地域ぐるみで子どもたちの教育活動を支援する活動は、学校と地域をつなぐ重要な役割を果たしている。

そこで、保護者による家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育の充実を図るためには、子育て支援に関わる関係機関や地域住民、学校、保育所等が互いに連携を深め、社会全体で支援していくことが必要となる。

また、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が、これまでの取組の成果を継承しながら、新たな連携・協働の仕組みを構築し、家庭や地域の教育力の一層の向上を図ることが重要となっている。

(2) 求められる方策

① 学習の機会の充実

家庭の教育力を高めるためには、保護者や将来親となる青少年を対象とした学習機会を充実させ、子育て中の保護者同士が学び合える学習の内容と場の提供を工夫する必要がある。

例えば、小中学校の家庭教育学級においては、学習の活動の拠点として、図書館や博物館、公民館などの社会教育施設を活用し、学校・家庭・地域や企業・市民団体等の多様な主体と連携・協働した体験的な活動を取り入れるなど、学習機会の充実が求められる。

また、学習を希望する親をはじめ、子育てに関心が薄い親や孤立する親を含むそれぞれの家庭の実態に応じて、社会全体で「学び」や「育ち」を支える学習支援を推進する必要がある。

さらに、公民館や高等教育機関等で実施している家庭教育に関する教室や講座の情報等を個々のニーズに応じて提供できるよう、「家庭教育に関するプログラム開発」やシステムの構築を図るなど、学習機会の充実を図る必要がある。

なお「家庭教育プログラム」の開発に際しては、保護者のニーズ調査を行

うなどして、プログラムの内容や実施方法を十分に検討すべきである。

② 相談・支援体制の整備

子育てや家庭教育を社会全体で支えていくために、孤立しがちな親への対応や家庭教育の重要性などについて、社会教育関係団体や企業・市民団体等に訴え、協力を求めていく必要がある。その上で、子育てを終えた世代がもつ経験や知識を活用できるような体制や学習したことを家庭への支援や地域で生かせるような相談・支援体制を整備することが求められている。

そのためには、家庭教育や子どもの教育支援を行うボランティアの養成や学校で地域や家庭をつなぐコーディネーターを配置するなど地域全体で子どもたちを育むシステムを構築する必要がある。

また、行政においては、関係部局との連携を図り、あらゆる相談・支援に対応できるようなシステムを構築する必要がある。

さらに、教育分野においても「新しい公共」の視点に立ち、産業、労働、福祉、地域活性化など様々な分野間の連携・協働を図り、問題解決に関わっていく環境づくりを進める必要がある。

第2章 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

人々は、生活の向上や自己実現のため、多様な学習の機会を求めており、県民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められている。

1 生涯学習の振興

(1) 現状と課題

経済の発展や社会の成熟化、社会構造の変化により、便利で豊かな生活を送れるようになってきたことなどにより、学習活動の機会が充実してきているが、一方では、職業上の知識・技能の向上や離・転職、退職等に対応した新たな知識・技能の習得のための学習など、県民の生涯学習に対する認識やニーズの多様化が見られるようになった。

また、各種講座の実施や放課後の子どもの居場所づくりなど、地域における学びの場や成果を生かす場が充実してきており、やりがい・生きがいを実感している地域住民が増えてきている。

このようなことから、生涯学習の推進に当たっては、人々が学びを深めたり、様々な文化活動やスポーツ・レクリエーション活動、ボランティア活動へ参加するなど、生涯にわたり、あらゆる機会、あらゆる場所において、自由に学習機会を選択して学べることが重要である。

さらに、人間関係や地域のつながりの希薄化を補うための生涯学習の在り方や生涯学習を通じたコミュニティづくりといった面にも注目する必要がある。

しかしながらその一方で、そのような恩恵にあずかれない人や生涯学習に参加したくても、様々な事情により参加できない人がいること、また、学びの機会においては、都市部との格差や県内においても地域格差が生じているといったことなどについては、十分に配慮し改善に向けた取組が必要である。

(2) 求められる方策

① 生涯学習推進体制の整備

県民だれもが、いつでも、どこでも、その意思に基づいて生涯学習に取り組めるよう生涯学習推進体制の整備が必要であり、以下のような取組が求められる。

学習活動を行う際に必要となる情報の収集・活用に関しては、県が設置している「みやざき学び応援ネット」等を活用した県民への更なる周知が必要であり、使いやすさ、リンク先の工夫など改善を行う必要もある。また、最近のICT(※注6)活用などによる学習機会の提供についても学習者のニーズに応じて充実を図る必要がある。

さらに、企業や市民団体等の多様な主体との連携・協働の下で、それらの有する人材や専門性などを県民の学習活動に活用できるような仕組みづくりも必要である。

公立図書館や公民館等については、県民の学習活動に重要な役割を果たしており、利便の向上に向けた、なお一層の取組が求められる。

例えば、知の拠点の典型といえる図書館については、「地域住民のニーズに応じた開館時間の延長」や「居住地に関わらず、貸し出しを受けることのできるシステムの整備」「図書館に行くことができない社会的弱者への対応」などが必要である。さらに、図書館ネットワークを活用したハローワークの情報提供など地域住民のニーズに応じたサービス提供をしていくことも必要である。

また、公民館等については、講座や書籍類等の整備・充実が求められるとともに、運営に関しては、例えばNPOへの委託などによって、より住民のニーズに対応したものとなることが望ましい。特に自治公民館については、地域における生涯学習センターとしての機能をもたせることができないか研究する必要がある。

リカレント教育(※注7)やキャリア教育に関しては、高等教育機関・職業能力開発機関等との連携を推進し、いつでも学べる環境を整備することが求められるが、特に大学においては、市民にとって敷居が高い感覚があるのでそれを払拭し、地域連携センター等の機能を生かした市民向けの公開講座等の更なる充実努めることが望まれる。

なお、図書館等だけが学びの拠点というわけではなく、例えば宮崎の農

産物や食材を宣伝している施設なども学びの拠点といえ、また、学校の余裕教室等もその拠点となりうることから、様々な機会、場所を活用しての学びを充実させる発想、取組も検討する必要がある。その際には、ラーニング・コミュニティ・センター(※注8)のような相手の顔が見え、コミュニティーの形成につながる学習機会の場の確保といった発想も必要である。

さらに、寝たきりの高齢者や障がいのある人など学びたくても学べない社会的弱者とよばれる立場にある人も積極的に生涯学習に取り組み、学びを生かせるようにするため、ICTの活用も含め、行政や教育機関から学習の機会を届けられるような支援体制の整備についても検討する必要がある。

※注6 「ICT」

…ICT (Information and Communication Technology) は、「情報通信技術」と和訳され、IT (Information Technology) の「情報」に「コミュニケーション」(共同)性が加わり、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。

※注7 「リカレント教育」

…主に学校教育を終えた後の社会人が大学等の教育機関を利用した教育であり、社会人が職業上の新たな知識・技術を習得するための、また、日常生活において人間性を高めるための、必要とする高度で専門的な教育。

※注8 「ラーニング・コミュニティ・センター」

…生涯学習プログラムに関する情報を一箇所に集積した「場」を提供することで、住民の学習ニーズに応えることができるような支援体制を整えた生涯学習情報館。イギリスでは「ラーニング・ショップ」という形で社会に浸透している。

② 社会教育の充実

住民による地域づくりへの参画を促進していくためには、退職後に地域デビューをするのではなく、青少年期から地域行事等に関わるなど、県民だれもが地域社会の一員であるという意識をもち、仲間づくりや世代間交流といった既存のネットワークを生かす取組や「新しい公共」の視点に立った新たなネットワークの構築が必要である。

そのためには、各世代の自主性や自発性、興味・関心に応じた学習の機会の提供や社会教育関係団体や企業・市民団体等とのネットワークを図るための協議会等を実施することも必要である。

また、それらをコーディネートするための指導者の育成や資質の向上を図ることが重要である。

さらに、社会教育施設等における自然体験活動の充実や地域における伝統文化の継承など、地域の中で人々が触れ合い、地域への関心を高め、そのよさを見つめ直す活動の充実を図ったり、開催事業等の情報を積極的に提供するなど県民へのさらなるサービス向上に努めたりすることが望まれる。

《 その他の参考となる意見 》

1 豊かな体験活動の充実について

- ふるさと宮崎を知ること、自分の生まれ育った地域に誇りと愛着をもつこと、人間力や生きる力を育むための体験活動の重要性を認識することなど、「豊かな体験活動」のビジョンを明確にし、地域で特色ある体験活動を子どもの発達段階をふまえ、系統的に実施していくことが大切である。
- 学校での体験活動の充実を図るとともに、子ども会やボーイスカウトなど各種青少年団体等との連携を図りながら、宿泊体験や社会奉仕活動などの体験活動をより一層推進する必要がある。

2 地域活動等への参加の促進について

- 子ども会や青年団など社会教育関係団体などへの加入率が低くなっている現在、地域活動への参加意欲を喚起する活動の工夫による参加促進を行うとともに、地域活動を支えるリーダーの育成が必要である。
- 習い事等、多忙化する子どもが増える傾向にあり、地域の活動に子どもたちが参加できない現状もある。これまでの「家庭の日」の在り方などを見直し、各種団体等に地域の活動に子どもたちが参加できるよう働きかける必要がある。
- 地域の課題解決や地域の特色を生かした取組の推進にあたっては、学校・家庭・地域、企業や NPO・市民団体等の多様な主体が必要に応じて連携を図る必要がある。

3 社会教育施設等の整備・充実について

- 移動図書館や移動博物館など社会教育施設を移動させるという発想の転換も必要である。
- サービスの向上を図るため、情報の提供・展示物の創意工夫・開館時間延長等も検討し、いつでも、どこでも学べる環境づくりにさらに努める必要がある。

4 県民が文化に親しむ機会の充実

- 鑑賞・学習機会の提供については、質の高い優れた芸術に触れる公演・美術展を開催するだけでなく、アマチュアの音楽・芸術活動の発表の場を設けるなど、県民の音楽・芸術に親しむ機会の充実につなげていくことも必要である。
- 文化のすそ野を広げるためには、文化祭や美術展の開催など文化活動の成果を発表する機会の充実を図るなど、文化活動を行っている個人や団体の創作意欲を高めることが必要である。

資料



宮崎県生涯学習審議会会長 殿

「第2次宮崎県教育振興基本計画」に係る生涯学習の在り方について（諮問）

このことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第2項の規定により、諮問します。

【理由】

本県では、生涯学習振興施策に係る3カ年計画として、平成20年3月に「宮崎県生涯学習振興ビジョン」を策定し、本ビジョンに示す施策に基づき、生涯学習の充実・振興に努めているところであります。

このたび、本県の今後10年間の施策の方向性を示す「宮崎県総合計画」が策定されるにあたり、教育委員会においては、その部門別計画として、新たに「第2次宮崎県教育振興基本計画」を平成23年7月を目途に策定することになりました。

現行の「宮崎県教育振興基本計画」は、宮崎の教育創造プランをはじめ、生涯学習振興ビジョンなど4つの計画から構成されておりますが、今回、一つに統合して「第2次宮崎県教育振興基本計画」を策定するものであります。

そこで、この「第2次宮崎県教育振興基本計画」に盛り込むべき、今後の本県の生涯学習の在り方について諮問いたします。

【審議事項】

「第2次宮崎県教育振興基本計画」に係る生涯学習の在り方について

平成22年5月10日

宮崎県教育委員会
委員長 近藤 好子



宮崎県生涯学習審議会条例

[平成5年3月30日条例第19号]
改正 [平成12年12月22日条例第59号]

(設置)

第1条 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）第10条第1項の規定に基づき、宮崎県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、人格識見共に優れた者その他適当と思われる者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、県教育庁において処理する。

(教育委員会規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日条例第59号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

平成22年度宮崎県生涯学習審議会委員名簿

任期：平成22年5月10日から平成24年5月9日まで
(50音順)

| 氏名 | 所属・役職 | 備考 |
|---------|-------------------------------|------|
| 岡田 和雄 | 青島青少年自然の家所長 | |
| 岡林 稔 | 放送大学宮崎学習センター所長 | 会長 |
| 片野坂 千鶴子 | 特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター代表理事 | |
| 小金丸 和代 | 県商工会議所女性会副会長 | |
| 後藤 祥子 | (社) ガールスカウト日本連盟宮崎県支部支部長 | |
| 下清水 一正 | 延岡市公民館連絡協議会会長 | |
| 末崎 和彦 | 宮崎日日新聞社文化部部长 (平成22年12月1日から) | |
| ※高見 公子 | ※ 同 文化部次長 (平成22年11月30日まで) | |
| 高橋 利行 | 宮崎大学教育・学生支援センター准教授 | 副会長 |
| 永井 裕二 | 宮崎県農業協同組合中央会総務部長 | |
| 中村 一男 | 宮崎大学大学院教育学研究科講師 | 公募委員 |
| 初鹿野 聡 | NPO法人ハートム理事長 | |
| 松山 清子 | 県地域婦人連絡協議会運営委員 | |
| 宮崎 幸生 | 県市町村教育委員会連合会会長(宮崎市教育委員会教育委員長) | |
| 柳瀬 美津子 | 南九州短期大学 国際教養学科講師 | 公募委員 |
| 吉田 喜久吉 | 川南町教育委員会生涯学習課課長 | |
| 吉田 多美子 | 県校長会代表 (新富町立上新田小学校校長) | |
| 吉留 知子 | 前県PTA連合会副会長 | |
| 脇谷 のりこ | フリーアナウンサー | |

宮崎県生涯学習審議会審議経過

| 名称 | 開催期日 | 審議内容等 |
|------------|-----------------|--|
| 第1回 審議会 | 平成22年 5月10日 | <p>諮 問</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱状交付、会長・副会長選出 ○ 宮崎県生涯学習審議会について ○ 宮崎県生涯学習振興ビジョンの概要、成果と課題について |
| 第2回 審議会 | 平成22年 8月12日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習の基本理念と施策の展開の構想について |
| 第3回 審議会 | 平成22年 9月1日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民総ぐるみによる教育の推進について |
| 第4回 審議会 | 平成22年 11月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進について |
| 第5回 審議会 | 平成22年 12月20日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議のまとめについて |
| 第6回 審議会 | 平成23年 1月13日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 答申（素案）について |

※ 平成23年2月3日

答 申

- ・「第2次宮崎県教育振興基本計画」に係る生涯学習の在り方について